

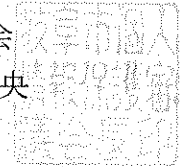
答 申 第 199号

平成28年10月17日

岐阜市長 細江 茂光 様

岐阜市個人情報保護審議会

会長 萩原 聡 央



保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号）第10条第3項の規定に基づき、平成28年10月11日付け岐阜市民市第437号で依頼のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

記

1 保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用について

(1) 事案の概要

岐阜市では、岐阜市総合計画「ぎふ躍動プラン・21」基本計画2013（平成24年12月策定。以下「岐阜市計画」という。）に基づき、市民と協働によるまちづくりに取り組んでいる。次期総合計画（計画期間：平成30年度から）の策定に当たり、岐阜市の将来のまちづくりに対する市民及び市外に転出した者の意向等を把握するとともに、岐阜市計画の進捗等を把握するため、市民意識調査及び市外に転出された皆様への調査（以下「調査」と総称する。）を実施する。

また、併せて広く市民から将来のまちづくりに対する具体的な提案等を受けるため、市民意識調査の対象者から参加者を募集し、決定した市内在住者で構成する市民会議の開催を予定している。

そのため、調査対象者の抽出作業及びタックシールの作成に当たり、市民生活部市民課が保有する住民基本台帳の情報を利用目的以外の目的のために利用する。

(2) 利用目的以外の目的のために利用する保有個人情報

一般市民（外国人を除く。）については、氏名、住所及び郵便番号、外国人については、氏名、住所、国籍及び郵便番号

2 意見

適当なものとする。